

令和4年漁期火光利用さば漁業及び棒受け網漁業に係る

協議事項の要点(東京都)

第1 火光利用さば漁業

1 許可方針

制限措置を定めるに当たり、考慮すべき事項の項目を新規追加しました。内容としては、基本的に従前の許可方針の事項を落とし込んだものになります。

変更点といたしまして、「第3 許可及び起業の認可に関する事項」のうち「5 許可の基準」について

「5 許可又は起業の認可をする者相互間の優先順位は、次の順序による。」

(1) 当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者

(2) 当該漁業許可を有する者から独立する者

(3) 上記(1)、(2)以外の者については、公正な方法でくじを行うものとする。」

と改正いたします。こちらは、募集隻数以上の申請があった場合に、当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者を優先するためです。

その他の事項につきましては、従前のおりです。

2 令和4年漁期の許可等の最高限度は40隻を予定しています(昨年同数)。

(1) 都県別の許可等の枠は以下のとおりです。

東京都：1隻、千葉県：15隻(1隻減)、神奈川県：7隻(3隻減)、静岡県：11隻、調整枠：6隻(4隻増)

令和3年漁期の許可の更新時に、千葉県及び神奈川県で許認可実数が減少したため、許可等の枠に変動がありました。

(2) 許可枠のうち大型船舶の許可等の枠は以下のとおりです(昨年同数)。

東京都：1隻、千葉県：3隻、神奈川県：2隻、静岡県：3隻

(3) 許可枠は以下の方法で算出しました(昨年同様)。

ア 令和3年漁期の許認可実数を算定根拠とする。

イ 上限は平成6年漁期の定数とする。

ウ 令和3年漁期の許認可実数と階層移動充当枠の和が40隻を超えな

い場合は、調整枠を設けて40隻とする。

エ 計算の内訳は資料のとおりです。

3 制限措置の内容

(1) 漁業種類 火光利用さば漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり

(3) この漁業の許可等を行うことができる船舶は、「新トン数適用船舶」の場合総トン数100トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合総トン数70トン未満とする。ただし、平成3年度及び4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」で共補償を行った残存漁業者の申請に係る船舶であって、かつ、都知事が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

なお、この場合にあっても、許可等を行うことができる船舶は、「新トン数適用船舶」の場合総トン数150トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合総トン数100トン未満とする。※

※「新トン数適用船舶」とは、昭和57年7月18日以降に建造された船舶及び昭和57年7月17日以前に建造された又は建造に着手された船舶のうち昭和57年7月18日以降に特定修繕〔船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項に定める特定修繕をいう。〕を行った船舶をいい、「旧トン数適用船舶」とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいう。

(4) 推進機関の馬力数 定めなし

(5) 操業区域 下表のとおり

(6) 漁業時期 周年

(7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

許可等すべき船舶の数	操業区域	漁業を営む者の資格
1隻(1)	伊豆諸島海域（ただし、八丈島近海漁場及び鳥島近海漁場（ベヨネース列岩から孀婦岩と北之島都の間線までの海域をいう。以下同じ。）を除く。）	東京都島しょ部に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり）、かつ、船舶根拠地が東京都島しょ区域にある者であること。
13隻(3)		千葉県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が千葉県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者であること。

2隻(1)		神奈川県に住所を有し(法人にあつては、主たる事務所の所在地が神奈川県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者であること。
6隻(3)		静岡県に住所を有し(法人にあつては、主たる事務所の所在地が静岡県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者であること。

※ () 内はこの漁業に使用する船舶で、「新トン数適用船舶」の場合総トン数25トン以上100トン以下(1 制限措置(3)に規定するただし書きに該当する場合150トン以下)及び「旧トン数適用船舶」の場合総トン数20トン以上70トン未満(1 制限措置(3)に規定するただし書きに該当する場合100トン未満)の許可等を行うことができる各都県別の隻数。

- 3 許可等の申請期間は、令和3年9月16日から10月15日までを予定しています。
- 4 許可等の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までを予定しています。
- 5 令和3年漁期火光利用さば漁業の操業実績は以下のとおりです。
 許可隻数：16隻(うち操業隻数9隻)
 水揚げ量：3,634トン(昨年比77%)
 水揚げ金額：335,803千円(昨年比58.6%)

第2 棒受け網漁業

1 許可方針

棒受け網漁業についても、制限措置を定めるに当たり、考慮すべき事項の項目を新規追加しました。

内容としては、基本的に従前の許可方針の事項を落とし込んだものになります。

変更点といたしまして、「第3 許可及び起業の認可に関する事項」のうち「5 許可の基準」について

「5 許可又は起業の認可をする者相互間の優先順位は、次の順序による。」

(1) 当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者

(2) 当該漁業許可を有する者から独立する者

(3) 上記(1)、(2)以外の者については、公正な方法でくじを行うものとする。」

と改正いたします。こちらは、募集隻数以上の申請があった場合に、当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者を優先するためです。

その他の事項につきましては、従前のおりです。

2 令和4年漁期の許可等の最高限度は65隻を予定しています(昨年同数)。

(1) 都県別の許可等の枠は以下のとおりです(昨年同数)。

東京都：41隻、千葉県：8隻、神奈川県：5隻、静岡県：9隻

調整枠：2隻

(2) 許可枠のうち大型船舶の許可等の枠は以下のとおりです(昨年同数)。

千葉県：3隻、静岡県：3隻

(3) 許可枠は以下の方法で算出しました(昨年同様)。

ア 令和3年漁期の許認可実数を算定根拠とする。

イ 上限は平成6年漁期の定数とする。

ウ 令和3年漁期の許認可実数と階層移動充当枠の和が65隻を超えない場合は、調整枠を設けて65隻とする。

エ 計算の内訳は資料のとおりです。

3 制限措置の内容

(1) 漁業種類 あじ・さば棒受け網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり

(3) この漁業の許可等を行うことができる船舶は、「新トン数適用船舶」の

場合総トン数 100 トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合総トン数 70 トン未満とする。ただし、平成3年度及び4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」で共補償を行った残存漁業者の申請に係る船舶であって、かつ、都知事が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

なお、この場合にあっても、許可等を行うことができる船舶は、「新トン数適用船舶」の場合総トン数 150 トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合総トン数 100 トン未満とする。※

※「新トン数適用船舶」とは、昭和 57 年 7 月 18 日以降に建造された船舶及び昭和 57 年 7 月 17 日以前に建造された又は建造に着手された船舶のうち昭和 57 年 7 月 18 日以降に特定修繕〔船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）附則第 3 条第 1 項に定める特定修繕をいう。〕を行った船舶をいい、「旧トン数適用船舶」とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいう。

- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

許可等すべき船舶の数	操業区域	漁業を営む者の資格
41隻(0)	伊豆諸島海域	東京都島しょ部に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり）、かつ、船舶根拠地が東京都島しょ区域にある者であること。
3隻(3)	伊豆諸島海域（ただし、八丈島近海漁場及び鳥島近海漁場（ベヨネース列岩から嬬婦岩と北之島都の中間線までの海域をいう。以下同じ。）を除く。）	千葉県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が千葉県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者であること。
3隻(3)		静岡県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が静岡県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者であること。

※（）内はこの漁業に使用する船舶で、「新トン数適用船舶」の場合総トン数 25 トン未満とする。

ン以上 100 トン以下 (1 制限措置(3))に規定するただし書きに該当する場合 150 トン以下) 及び「旧トン数適用船舶」の場合総トン数 20 トン以上 70 トン未満 (1 制限措置(3))に規定するただし書きに該当する場合 100 トン未満) の許可等を行うことができる各都県別の隻数。

3 許可等の申請期間は、令和3年9月16日から10月15日までを予定しています。

4 許可等の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までを予定しています。

5 令和3年漁期棒受け網漁業の操業実績は以下のとおりです。

許可隻数：8 隻 (うち操業隻数 5 隻)

水揚げ量：2,743 トン (昨年比 482.1%)

水揚げ金額：282,852 千円 (昨年比 332.6%)